

令和 5 年 度

定 期 監 査 の 結 果 報 告 書

四万十市監査委員

5 四 監 第 156 号

令和 6 年 3 月 28 日

四 万 十 市 長 様

四 万 十 市 議 会 議 長 様

四 万 十 市 教 育 長 様

四万十市選挙管理委員会委員長 様

四 万 十 市 農 業 委 員 会 会 長 様

四万十市監査委員 藤 近 幸 久

四万十市監査委員 林 大 三 郎

四万十市監査委員 宮 崎 努

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により結果報告書を提出します。

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づく定期監査である。

## 第2 監査の期間等

令和5年11月20日から令和6年1月22日まで、監査事務局において実施した。

## 第3 監査の方法等について

### 1 監査対象の会計

一般会計、国民健康保険会計事業勘定、国民健康保険会計診療施設勘定、奥屋内へき地出張診療所会計、後期高齢者医療会計、と畜場会計、幡多公設地方卸売市場事業会計、鉄道経営助成基金会計、幡多中央介護認定審査会会計、介護保険会計保険事業勘定、園芸作物価格安定事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計（14会計）

### 2 監査対象の課等

#### (1) 本庁（24課等）

議会事務局、総務課、地震防災課、企画広報課、財政課、市民・人権課、税務課、環境生活課、子育て支援課、健康推進課、高齢者支援課、観光商工課、農林水産課、まちづくり課、上下水道課、会計課、市民病院事務局、福祉事務所、教育委員会事務局学校教育課・同生涯学習課・同教育研究所、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局

#### (2) 西土佐総合支所（3課等）

地域企画課、産業建設課、西土佐診療所

### 3 監査の実施内容

令和5年度上半期の事務執行が適正かつ効率的に行われているかについて、それぞれの課等から事前に定期監査資料等の提出を求め、内容及び関係書類を検査するとともに関係職員から内容を聴取した。また、これまでの定期監査において検討や改善を求めた事項が的確に反映されているかについても留意し、検証した。定期監査資料として提出を求めた項目は下表とおりである。また、監査に要する時間と効果を考慮し現場での監査は行っていないが、来年度以降は、毎年度の実施事業や例月現金出納検査・決算審査等での事業執行状況を勘案し、必要と思われる場合には実施する。

|   | 監 査 項 目       | 主 な 内 容             |
|---|---------------|---------------------|
| 1 | 調定及び未収金調べ     | 滞納整理の有無、督促の有無       |
| 2 | 委託料に関する調べ     | 契約の方法、見積徴収者数、支払方法   |
| 3 | 市単工事執行状況調べ    | 契約の方法、見積徴収者数、契約変更金額 |
| 4 | 備品購入調べ        | 契約の方法、見積徴収者数、購入目的   |
| 5 | 補助金等の支出に関する調べ | 必要性・効果、収支決算額、支払方法   |

## 第 4 監査の結果

### 1 全体について

今回の監査範囲の事務は概ね適正に執行されているものと認められたが、①同内容の事案に対して課等により異なる事務処理を行なっている事例や②特認の事務処理をする際に特認とする理由を述べていないといった事例がある等、一部に改善・検討を要する事項が見受けられた。これらについては、調査・検討のうえ、適正な事務処理を行うよう対応を望むものである。その他、監査の場で認められた軽易な事項は、その都度口頭で指摘をしたので省略する。

### 2 調定及び未収金について

調定期、納期の設定方法、督促状の発送、滞納整理の状況等について内容を聴取した。

未収金の滞納整理は、全体的には、徐々にではあるが進んでいると感じる。しかしながら、その取組む姿勢は部署により異なり、課員の事務執行を漫然と眺め、指揮監督を行わずに時間の経過を許していると思われる課長等が存在するのではないかと。課長等の意識改革を図るよう望みたい。

実際、これまで、市民の負担の公平性等から滞納整理に注力するよう指摘してきたものの、①いまだに滞納者との納付交渉を行なっていない部署があったり②市有財産の貸付で毎年、納期限までに納付されない状況にあるものの、何の疑問も持たず毎年、同様に貸付しているといった事務を続けている部署が存在したりしている。また、市有財産の使用料・貸付料の納付期限の設定が財務規則に反していることを昨年度指摘した。市有財産の借用や行政サービス等による利得の対価として納付すべき金銭においても、不適当な納付時期の設定や滞納は行政の公平性に欠けるものとの重大性を自覚し、適正な債権管理に取り組むことを強く求めるものである。

### 3 委託料について

業務委託は事務の効率化の観点から様々な分野で行われ、その内容も多種・多様である。全業務委託に占める随意契約の割合は、件数で93.9%（前年度93.8%）、金額で79.5%（前年度75.9%）と、ほぼ昨年度と同様である。業務委託は工事請負と異なり契約金額が少額であるものが多いことから、随意契約によることが広く行われている。

このことから、ここ2年は随意契約をする根拠に注目してヒアリングを行い、改善すべき点については指摘をしてきたところである。これにより、契約事務に一定の改善が認められたものもあったが、全体的にはまだ不十分である。このため、今年度も特に随意契約による業務委託に注目して聴き取りを行った。競争入札が基本であることを再確認し、適正に事務を執行されたい。

なお、特に指摘すべき点は、次の4点である。

#### (1) 見積金額が適正なものであるかの確認を行うこと。（全課）

前年度に比べ契約金額が大幅に増減額している契約について、増減額する理由を確認していない課等があった。見積業者に理由を確認・積算根拠を精査し、増減額の理由が正当であることを慎重に判断すること。

#### (2) 契約の相手方として適切であるか留意すること。（全課）

教育財産の管理業務委託契約において、教育委員会が委嘱した者と教育長が契約した事例があった。

#### (3) 少額であっても複数の見積書を徴すること。（財政課）

下の事例は、複数の者から見積書を徴収し契約金額の大幅な減となった契約である。

##### 【事例－1】

（単位：円・％）

| 契 約 業 務 名        | 契 約 金 額（見積徴収者数） |                 |          |       |
|------------------|-----------------|-----------------|----------|-------|
|                  | 令和5年度           | 令和4年度           | 増減額      | 伸率    |
| 自家用電気工作物の保安全管理業務 | 330,000<br>(2者) | 754,155<br>(1者) | △424,155 | △56.2 |

契約規則第27条（見積書の徴収）第1項第3号では、「予定価格が10万円以下のもの」で随意契約によろうとするときは1者の見積でも良いこととしているが、競争原理を働かせ最小の経費で事務処理をしなければならないという地方自治法の趣旨に反している。この条文の見直しを行われたい。

#### (4) 競争による契約を基本とすることを徹底すること。（財政課）

下の事例は、これまで随意契約としていたものを一般競争入札に付したことにより、契約金額の大幅な減となったものである。

【事例－２】

(単位：円・％)

| 契 約 業 務 名     | 契約金額（契約方法）      |                 |              |        |
|---------------|-----------------|-----------------|--------------|--------|
|               | 令和５年度<br>(一般競争) | 令和４年度<br>(随意契約) | 増減額          | 伸率     |
| 空調・換気機器保守点検業務 | 973, 225        | 1, 245, 200     | △271, 975    | △21. 8 |
| 消防用設備等点検業務委託  | 212, 685        | 1, 375, 000     | △1, 162, 315 | △84. 5 |

(注) 契約業務名は一部省略している。

契約は一般競争入札を基本とし、一定の要件に該当する場合は指名競争入札・随意契約ができるものである（地方自治法第234条第１・２項）。事務の効率化も考慮しなければならないが、随意契約ができるからといって積極的に随意契約によることのないよう、競争による契約の実施に努めること。

４ 市単工事について

今年度は、特に指摘すべき点はなかった。今後も、設計内容が精査されたものであるか十分に確認し適切に処理をされたい。

５ 備品購入について

令和５年９月末時点で642点・261, 582千円（令和４年度：784点・87, 184千円）の購入と、総合文化センター関連で多くの備品購入があり金額が大幅に伸びている。

この項目で、特に指摘すべき点は次のとおりである。

(１) 備品台帳への登録時期について。（会計課）

購入手続きに問題は見られなかったが、購入時に備品台帳へ必要事項を登録しない取扱いがあった。備品の登録管理は年度単位でやる方がミスなくできると判断しているということであったが、備品管理上、適切な方法であるのか疑問である。物品取扱規則においては、所管する備品の管理換や設置場所の変更等により備品台帳の登録事項に異動を生じた場合は、直ちに備品台帳を調整するよう規定しているが、新規の登録についての規定はない。検討の余地があるのではないか。

６ 補助金について

補助金は、公益上必要がある場合にすることができる（地方自治法第232条の２）ものであるから、事業の公益性・有効性・必要性の観点から監査を行った。

補助金は、その結果（＝効果）が十分に検証されなければならないものであり、予算編成方針においても費用対効果の検証を行うことを明記し、事務・事業の見直しの項目では「単独補助事業の実施効果や成果を点検し、思い切った見直し・廃止・縮小・統合を

検討」する他、①1市2制度の運用など不均衡になっているものはないか②地域や対象者により公平性を欠いているもの、過剰なサービスとなっているものはないか③社会的公正の立場から適正な受益者負担を求めているか等を点検・見直しの視点としている。

しかしながら、慣例による予算の執行が行われており、自らが所管する補助金に関して点検を行なっているとは到底考えられない状態である。

なお、各課に共通する留意点は次のとおりである。

- (1) 補助金等交付規則第3条第3項に規定する消費税仕入控除税額等を知らずに事務執行していること。
- (2) 特に認めた場合という特認事項について、認める理由を全く示していないものがあること。
- (3) 余剰金を、翌年度以降の事業に充てるものとして繰越しているが、特段の理由も示さずに精算行為を行なっていること。

また、特に指摘すべき点は次の2点である。

- (4) **補助制度制定時に事業効果を検証する方法を確立しておくこと。(総務課・財政課)**

補助金を交付した結果の検証及びその方法を聴き取りしたが、「今後検討」との回答であった。

検証の実施方法を想定していないことは、“補助金を支出することを目的”とした施策の実施に他ならず、予算の肥大化・財源の膠着化・施策の硬直化につながるものである。補助制度の制定時に効果の検証方法を定めておくことにより、より効果的な制度を設計できるのではないか。また、安易な制度を設けることの抑制にもつながるものとする。

- (5) **公民館分館育成振興補助金の廃止を含めた抜本的な見直をすること。(生涯学習課)**

西土佐地域においては、公民館分館育成振興として夜間照明施設を使用した電気料を補助していたが、これまでの定期監査において、中村地域との不公平の是正や制度そのものの是非を指摘してきた。これを、令和5年度の電気使用分からは、補助対象から除外したが、電気料を市が直接支出することに改めただけで利用者の負担はなく、何ら変わりがないままの制度としている。①中村地域においては「四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例」により利用者が使用料を負担していること②実質、この補助金交付要綱は中村地域には該当しないものであり、地域間の不公平な過剰とも言えるサービス・1市2制度がいまだに解消されていない。

この補助制度を一向に改善しようとする姿勢が見られず、極めて不誠実であると言わざるを得ない。

(終わりに)

次の2つの事例を確認されたい。

【事例－3】1者随契することの是非について

避難路災害測量設計業務委託について、“避難路であり復旧に緊急を要する”との理由で1者随契としたもの。当該路線が被災したことにより地域住民の生活に重大な影響を及ぼしているのであれば理解するが、「避難路＝緊急」という短絡的な考えが契約規則第27条（見積書の徴収）第1項に規定する「2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」の例外となり得るか甚だ疑問である。

【事例－4】売却財産の適正な価格設定について

市の財産は、適正な価格なしに売却することはできないもの（地方自治法第237条第2項）である。しかし、現在は社会福祉法人西土佐福祉会の特別養護老人ホームかわせみの厨房増築部分となっている元市有財産については、その売却価格の設定に疑義がある。

この厨房増築部分の建設財源の一部に過疎債を充当しているが、これの元利償還金の70%が普通交付税基準財政需要額に算入されるからとして、厨房増築部分に係る建設費相当額から過疎債元金の70%（約3,543千円）を控除して厨房増築部分の市負担額（＝売却価格）の算定基礎としている。

＜厨房増築部分の工事費及び財源内訳＞

(単位：円)

|                |       | 事業費・財源内訳<br>A                                                                                     | 売却価格の算定基礎<br>B | 差 引<br>B－A |
|----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------|
| 起 債            | 過 疎 債 | 5,061,352                                                                                         | 1,518,406      | △3,542,946 |
|                | 県貸付金  | 1,294,764                                                                                         | 1,294,764      | 0          |
| 福祉基金繰入金        |       | 294,265                                                                                           | 294,265        | 0          |
| 一 般 財 源        |       | 3,359,619                                                                                         | 3,359,619      | 0          |
| 計              |       | 10,010,000                                                                                        | 6,467,054      | △3,542,946 |
| 市負担額<br>(残存価格) |       | 「計」の額÷耐用年数(34年)×残存年数(11年)<br>＝売却額算定基礎Bでの数値 2,092,282<br>➡事業費・財源内訳Aでの数値 3,238,529<br>差 額 1,146,247 |                |            |

(注) 1 「売却額の算定基礎B」の過疎債の金額は、A欄金額の30%分のみを計上している。

2 全体工事費の内の厨房増築部分に係るものを按分して算定しているため、財源も円単位まで算出している。



そもそも適正価格とは、売却しようとする財産が有する価値であり、どのような財源を活用したかに左右されるものではない。この不適正な考え方により、売却価格に約1,100千円の差が生じている。

決裁の過程で相当数の職員が確認しているであろうが、誰も、何も違和感を覚えず、疑問を抱くこともなかったのだろうか。

指摘された事務執行の手法のみを修正しても、何をすべきかを考え改善しなければ何も変わらない。

- ◎ 課長等は、法令を熟知のうえ、事業の内容を十分に精査し課員を指導するとともに、適正・的確な判断のもとに決裁を行われたいこと。
- ◎ 総務課・財政課といった管理部門の職員は、それぞれの専門性を発揮し、常に疑問を持って事業の内容を精査されたいこと。